令和6年度　町民税 県民税　申告のお知らせ

町民税県民税の申告は、あなたの町民税と県民税を算定する基礎資料となるほか、**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、教育・保育利用料などの算定・軽減・支給及び所得・課税証明書の発行のために必要となる大事な資料になります。**

3～4ページのフローチャートを確認して、申告が必要な人は忘れずに申告書を提出してください。

申告書の提出期限　　令和6年3月15日（金）

＊＊＊　申告書には「マイナンバー」の記入が必要です　＊＊＊

納税義務者（申告者本人）、同一生計配偶者、扶養親族及び事業専従者のマイナンバー記入が義務づけられています。申告相談にお来しの際は、次の確認書類等を忘れずにご持参ください。

●番号確認書類（マイナンバーカード(裏)　、　住民票（マイナンバー付き）、通知カード※ 等）

※通知カードは令和2年5月25日以降、記載内容に異動がない場合に限り、番号確認書類として利用できます。

●身元確認書類（マイナンバーカード(表)、運転免許証、障害者手帳、在留カード、健康保険証 等）

自書した申告書を提出するときは、**納税義務者の番号確認書類と身元確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

代理人が申告する場合

代理人が申告する場合は、申告者の各確認書類のほかに代理人の身元確認書類が必要となります。
また、成年後見人などの法定代理人の場合は、登記事項証明書など、代理権のわかるものが必要となります。

申告書提出までの流れ

申告書の提出は、順番を待って申告会場の職員に直接提出するか、完成した申告書を郵送（町県民税申告書は三戸町役場へ、確定申告書は税務署へ）で提出してください。

なお、所得税等の確定申告書については、マイナンバーカードとICカードリーダライタ（または、事前に税務署で取得したIDとパスワード）があれば、e-Taxで電子的に送信することもできます。

＜全ての申告者に共通して必要な準備＞　　※5ページを参考にしてください。

☐ 申告に必要なものを用意する（マイナンバー、源泉徴収票、各種控除証明書など）。
〔国税申告用の「利用者識別番号」（お持ちの方）〕

◎ 税務署から「令和５年分確定申告のお知らせ」のハガキや通知書が届いている場合はご持参ください。

(1) 申告会場にて提出

☐ 申告に必要なものを持参する。
☐ 申告会場の受付に設置している発券機で番号札をとり、番号が呼ばれるまで待機。
☐ 申告相談後、作成された申告書を提出する。

(2) 郵送提出　　【完成した申告書を郵便で送ることです】

☐ 記入済の申告書（「無収入」または「非課税収入のみ」の場合も記入してください）
☐ 添付書類（収支内訳書、計算明細書など）
☐ マイナンバーカード（裏表）　または　通知カード＋身元確認書類　の写し
☐ 封筒を用意して送付する。送り先は次のとおりです。

- 町県民税申告書　… 三戸町役場税務課　〒039-0198　三戸町大字在府小路町43番地
- 所得税確定申告書　… 八戸税務署　〒031-8611　八戸市江陽2丁目9番45号

【※不備や疑義がある場合は、後日連絡させていただく場合がありますのでご了承ください】

お問い合わせ先　〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町４３番地
三戸町役場 税務課　電話０１７９－２０－１１１８（直通）

令和6年度 町県民税申告相談 日程表

相談日	受付地区	申告会場	申告相談時間
2月 13日（火）	大舌地区全域	大舌交流センター	9:30～11:00 13:00～15:00
2月 14日（水）	蛇沼地区全域	蛇沼やまびこ会館	9:30～11:00 13:00～15:00
2月 15日（木）	下田・貝守・袴田・一ノ渡・田ノ沢	基幹集落センター （猿辺支所） TEL２７－２１１１	9:30～11:00 13:00～15:00
2月 16日（金）	中村・老久保・杉沢・二五山・大平・泉 猿辺地区で日程の当日来られなかった方		
2月 19日（月）	北向 ・ 別当沢 ・ 沢田 ・ 玉ノ木 豊川 ・ 久保 ・ 久保住宅	豊川ほうえい会館	9:30～11:00 13:00～15:00
2月 20日（火）	椛ノ木・松山・沼ノ久保・茨沢・野月	農村環境改善センター （斗川支所） TEL２５－２１１１	9:30～11:00 13:00～15:00
2月 21日（水）	中本村・下本村		
2月 22日（木）	上本村・武士沢・中堤・高間舘 斗川地区で日程の当日来られなかった方		
2月 26日（月）	同心町・境沢	三戸町中央公民館 ホール TEL２２－２１８６ **※ホールの開場及び発券機作動開始時間は、８時１５分となります。**	9:00～11:00 13:00～15:00
2月 27日（火）	上同心町		
2月 28日（水）	桐萩		
2月 29日（木）	雷平・在府小路町		
3月 1日（金）	遠藤・小中島・目時・沼尻・金洗沢・中崎		
3月 4日（月）	久慈町・川守田町		
3月 5日（火）	八日町・馬喰町・二日町		
3月 6日（水）	細谷・留ヶ崎・舘		
3月 7日（木）	箸木山・泉山・栄町		
3月 8日（金）	文治屋敷・川代・松原		
3月 11日（月）	元木平		
3月 12日（火）	六日町		
3月 13日（水）	全 地 区		
3月 14日（木）			
3月 15日（金）			

＊最終３日間（３月１３日、１４日、１５日）は混雑が予想されます。**なるべく受付地区でのご来場をお願いします。**

～ 申告会場にお越しになる方へのお願い ～

●公民館ホールの開場及び発券機起動開始時間について
受付名簿への名前等の記入を確認するために、公民館ホールの開場及び発券機起動開始時間を午前８時１５分といたします。開場前に来場された方は、マイカー車内または公民館ホール前のロビーにてお待ちください。

●マスクの着用について
会場内でのマスクの着用は、**個人の判断といたします。**

●マイカーでの待機について
会場内でお待ちいただくことに不安を感じる方は、マイカー車内で待機いただくこともできます。その際は、受付で携帯電話の番号を記入していただき、順番が近くなりましたら電話でお呼びいたします。

～ パソコンやスマホからの電子申告もあります ～

申告会場に来なくても、ご自宅にあるパソコン・スマートフォンを使って電子申告ができます。電子申告の場合は、e-taxをぜひご利用ください。また、e-taxで作成した申告書を印刷することで、郵送で提出することもできます（［確定申告］で検索！）。
e-taxでの申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー（https://www.keisan.nta.go.jp/）」で確認ください。

【申告が必要な人】

令和6年1月1日現在、三戸町に住所があること。

＜給与所得者＞
○給与のほかに、別の収入があった人
○勤務先で年末調整をしていない人
○２カ所以上から給与の支払を受けた人
○年末調整に含めなかった各種控除（医療費控除や寄附金控除など）を追加する人

＜公的年金所得者＞
○公的年金のほかに、別の収入があった人
○年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の各種控除を追加する人
○遺族年金、障害年金のみを受給している人

＜その他＞
○営業、農業、不動産、雑所得（公的年金以外）、譲渡所得、一時所得などの収入があった人

【申告の必要がない人】

○給与収入のみで、勤務先で年末調整している人
○収入が公的年金のみで、収入金額が６５歳以上で１４８万円以下、６５歳未満で９８万円以下の人
○税務署で所得税確定申告書を提出する人

【申告に必要なもの】

①申告書
②預金通帳の口座番号が確認できるもの
③印鑑（銀行の届出印と同じもの）※口座振替を希望の方
④収入や経費を証明するもの
⑤各種控除に関する証明や領収書など
⑥税務署が発行した「利用者識別番号」（お持ちの方）
⑦税務署が発行した「登録通知書」（インボイス登録した方のみ）
※その他、収入の種類により、必要なものが異なります。

申告フローチャート

令和6年1月1日現在、三戸町に住所のある人は**申告が必要かどうか、このフローチャートで確認してください**。

【注意】 ・令和6年1月1日現在、三戸町外に住所のある人は、**住所地の自治体へ申告**してください。
・三戸町外に住所のある人でも、三戸町内に家屋敷等がある人は、三戸町への申告が必要です。

スタート

「令和５年分所得税の確定申告書」を税務署に提出しますか？
※ｅＬＴＡＸで電子申告される方も同様です。
【注意】青色申告、雑損控除の初年分申告、令和４年分以前の修正申告・更正の請求は八戸税務署（申告期間中は八戸ショッピングセンター「ラピア」内の申告会場）で提出・受付となります。

→ はい → 町県民税の申告は**不要**です。

↓ いいえ（確定申告書を提出するか不明な場合もこちら）

令和５年中は、次の①～④のいずれかに当てはまりますか？

① 営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの所得にあてはまる収入があった

② 給与収入があって、下記の条件のいずれかに当てはまる
(1) 年末調整を受けていない（途中退職、2カ所以上から給与の支払いを受けて合算していない）
(2) 勤務先から三戸町に給与支払報告書が提出されていない（提出状況は勤務先にご確認ください）
(3) 源泉徴収票に記載されている控除に、追加又は変更がある
(4) 医療費控除、扶養控除、寄付金控除などの各種控除を受けようとする

③ 公的年金等の収入があり、4ページの「年金収入者フローチャート」で町県民税の申告が必要と判定された

④「無収入の人」または「非課税収入のある人」で、下記の条件のいずれかに当てはまる
(1) 非課税収入（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など）のみの人
(2) 国民健康保険、介護保険などの加入者で軽減判定を受ける為に申告が必要とされている
(3) 福祉、町営住宅、就学援助などの各種制度の手続きで、申告が必要とされている
(4)「所得課税証明書」の発行が必要とされている
(5) その他の諸手続きで申告が必要とされている
※④に該当する場合で昨年度も申告された方は、昨年の申告書をご確認ください。

↓ いいえ → 町県民税の申告は**不要**です。

↓ はい → **町民税県民税の申告** または **所得税の確定申告** が必要です。

申告相談日程表（P2参照）、必要な持ち物（P5参照）を確認し、申告してください。
マイナンバー確認書類と身元確認書類のご持参をよろしくお願いします。

郵送申告は、感染症予防になるとともに、会場の待ち時間を省略できます。

年金収入者フローチャート

公的年金等の収入が400万円以下で、そのほかの所得の合計が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要とされています。
ただし、町民税県民税の申告が必要な場合がありますので、町民税県民税の申告が必要かどうかは、以下のフローチャートでご確認ください。

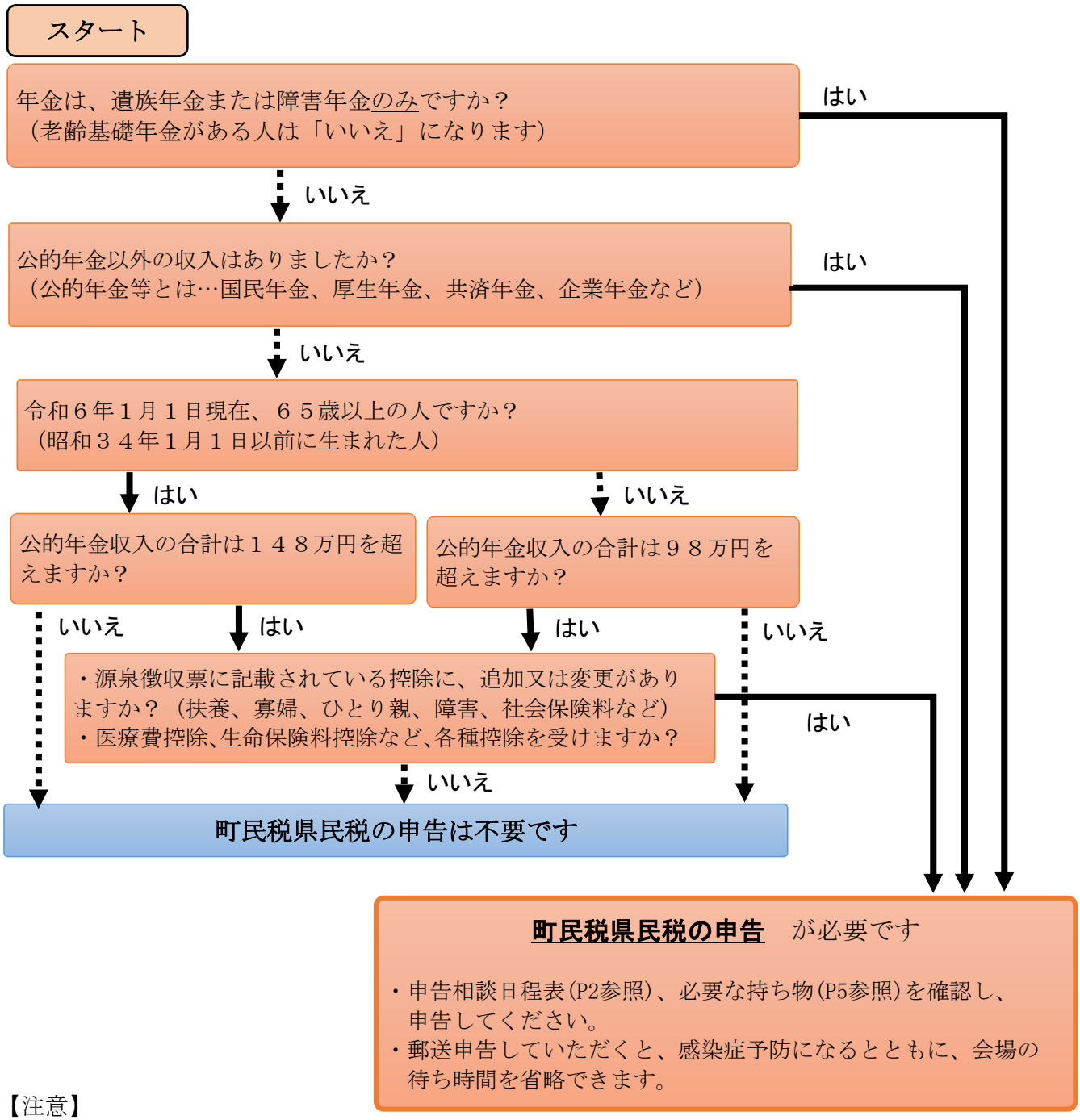

【注意】

・このフローチャートは、年金収入がある人の一般的な例です。

・国民健康保険税や介護保険料の算定のために昨年度に申告が必要と通知が届いた人など、申告が必要な人は忘れずに申告してください。

申告に必要なもの

<共通して必要なもの>

① 本人の個人番号確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー付き住民票、通知カード(記載内容に変更がないもの)）
② 本人の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 など）
③ （特別）控除対象配偶者、扶養親族（16才未満含む）及び専従者のマイナンバーが確認できるもの
④ 税務署から送付された**「確定申告のお知らせ」**のハガキまたは封書がある場合は必ずご持参ください
⑤ ④がない方で、国税用の「利用者識別番号」をお持ちの方は、番号が記載された書類等をお持ちください
⑥ 本人名義の預貯金通帳や口座番号の控え（＊所得税が還付になる方）
（口座振替の申し込みをされる場合は、銀行の届出印が必要になります）
⑦ 所得、所得控除、税額控除の計算に必要となる書類**【以下の表を確認してください】**

(1)所得の計算に必要なもの（例です。その他書類等が必要な場合があります。）

① 給与所得	令和5年分給与所得の源泉徴収票 など
② 公的年金等所得	令和5年分公的年金の源泉徴収票
③ 事業所得 「営業等所得 農業所得 不動産所得」 ●事前に「収支内訳書」への集計をお願いします。 **コロナ対策の助成金を受給した場合は、支給額がわかるものをお持ちください(P6参照)。申告が必要な場合があります。**	収入（売上金額等）のわかるもの ・販売、売上金額がわかる帳簿類、売買仕切書、精算書、通帳など ・**各種助成金などに関する通知書**、入金が確認できる通帳など ・賃貸借に関する契約書、帳簿類、入金が確認できる通帳など 支出（必要経費）のわかるもの **※事前の仕分け、計算をお願いします。** ・経費の領収書、農協の経費一覧表など ・固定資産税の課税明細書 （事業に使用している土地や家屋の固定資産税が課税されている場合） ・（軽）自動車税納税通知書や車検代の領収書など （事業に自動車を使用している場合） ・税務署から発行された「適格請求書発行事業者の登録通知書」 ※登録通知書は、「インボイス登録した人」のみとなります
④ 一時所得	・生命保険の一時金や満期返戻金、**官公署等からの助成金などの通知書** ・当該収入を得るために必要となった経費の領収書など
⑤ 譲渡所得	・売買契約書、譲渡資産を取得した時の契約書など ・（町・県・国等による収用、あっせんなどの場合）事業施行者発行の証明書 〔買取り等の証明書、買取り等の申出証明書、収用証明書等 など〕 ・売却に要した経費（仲介手数料、建物の取り壊し費用など）の領収書
⑥ 雑所得	・シルバー人材センターの配分金支払証明書 ・個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 ・原稿料や講演料などの支払調書や入金された通帳など ・当該収入を得るために必要となった経費の領収書など
⑦ 山林所得	・売買契約書など ・取得費、伐採費など、山林の譲渡に要した費用の領収書など

(2)所得控除や税額控除の計算に必要なもの（例です。その他書類等が必要な場合があります。）

① 医療費控除	・令和5年中に支払った医療費の領収書 ・補てん金（高額療養費や生命保険給付金など）の支給金額がわかるもの ○セルフメディケーション税制を選択する場合 ・対象医薬品を購入した領収書 ・「一定の取組」を行ったこと証明する書類（予防接種の領収書など） **※事前に領収書を個人毎、医療機関毎に仕分けし、支払額の計算をお願いします。**
②社会保険料控除等 （小規模企業共済等掛金控除）	・令和5年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の領収書、控除証明書、通帳など ・個人型確定拠出年金等の支払掛金の領収書や控除証明書など
③ 生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
④ 寄附金控除 各種寄附金税額控除	・寄附金等の領収書や寄附受領証明書など ・（政治活動に関する寄附の場合）「寄附金(税額)控除のための書類〔要:選管の印〕」
⑤ 勤労学生控除	在学証明書または学生証の写し
⑥ 障害者控除	・障害者の手帳（身体・愛護・精神） ・障害者控除対象者認定書（自治体へ申請し、認定された方のみ）
⑦ 住宅借入金等特別控除 **（初年分の必要書類の例です。）**	・ローンの年末残高証明書 ・登記事項証明書 ・売買契約書 ・請負契約書 ・(補助金等を受けた場合)補助金等の交付通知 ・(20年経過中古住宅の場合)耐震基準適合証明書など ・(認定住宅の場合)認定通知書など +認定住宅建築証明書など ・(増改築等の場合)増改築等工事証明書など

営業・農業・不動産所得者へのお願い

あらかじめ収入・支出を区分ごとに集計して収支内訳書に記載し、ご来場ください。
集計した収支内訳書をお持ちいただくと、職員の収支計算にかかる時間が短縮できますので、申告相談の時間短縮にも繋がります。

事業所得等を生じるすべての方に、記帳・帳簿類の保存が義務化されています。
消費税率（標準税率10%・軽減税率8%）ごとに区分して経理し、申告に備えましょう。

◆農業所得の分類区分

① 収 入	② 支 出	
販売先・作物ごとに売上金額を計算してください。 (作付面積も記入してください)	雇人費	農薬衛生費
	小作料等	諸材料費
	減価償却費	修繕費
	租税公課	動力光熱費
	種苗費	作業用衣料費
	素畜費	農業共済掛金
	肥料費	荷造運賃手数料
	飼料費	土地改良費
	農具費	雑費

◆営業所得の分類区分

① 収 入	② 支 出	
売上先と売上金額を挙げ、売上金額の合計額を計上してください。	仕入額	旅費交通費
	給料賃金	通信費
	外注工賃	広告宣伝費
	減価償却費	損害保険料
	地代家賃	修繕費
	利子割引料	消耗品費
	租税公課	福利厚生費
	荷造運賃	その他
	水道光熱費	雑費

◆不動産所得の分類区分

① 収 入	② 支 出	
賃借人ごとに賃貸料、礼金、敷金を計算してください。	給料賃金	損害保険料
	減価償却費	修繕費
	地代家賃	雑費
	租税公課	

収支内訳書の用紙は、役場税務課・斗川支所・猿辺支所に用意してありますので、ご活用ください。

また、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)から各種様式をダウンロードすることもできます。

○肉用牛の売却所得を申告される方へ

免税対象飼育牛の売却所得は、**所得税及び町県民税では免税所得になりますが、国民健康保険税の計算においては課税対象になります。**免税対象飼育牛の売却所得を申告する際には、支出した**経費を忘れずに計上しましょう。**

★消費税課税事業者の方へ

消費税の確定申告書作成のために「税率ごと(標準税率10%と軽減税率8%)に区分して記載された帳簿」の準備をお願いします。
軽減税率対象品目の売上げがない場合でも、仕入や経費に軽減税率対象品目がある場合には、区分経理が必要です。

【要確認】インボイス登録をした方で、登録日が令和5年12月31日までの方は、「令和5年分消費税申告」が必要となります。申告相談に来場される際は、税務署から発行される「適格請求書発行事業者の登録通知書」を持参してください。

◇◇◇　国や地方公共団体から受けた助成金には申告が必要なものがあります　◇◇◇

参考　申告が必要な助成金等(課税対象)

所得の種類	助成金の名称
事業所得等	持続化給付金・家賃支援給付金・雇用調整助成金・県内中小企業者への休業協力金・三戸町事業者緊急支援金
一時所得	持続化給付金(給与所得者向け)・三戸町新生児子育て応援特別給付金・葉たばこ廃作協力金

＊詳細は国税庁ホームページにてご確認できます。

(記載箇所:下記アドレス内の「問9 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い」及び「問9-2 助成金等の収入計上時期の取扱い」)

アドレス:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm

＊記載した助成金は一例です。記載がない助成金等は税務署へお問い合わせください。

＊課税対象となる助成金であっても、全てのケースで実際に税負担が生じるわけではありません。

給与所得の計算方法

給与収入金額	給与所得金額
550,999 円まで	0円
551,000 円 ～ 1,618,999 円まで	給与収入の合計額 － 550,000円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円まで	1,069,000円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円まで	1,070,000円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円まで	1,072,000円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円まで	1,074,000円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円まで	給与収入の合計額×０．６＋100,000円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円まで	給与収入の合計額×０．７－80,000円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円まで	給与収入の合計額×０．８－440,000円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円まで	給与収入の合計額×０．９－1,100,000円
8,500,000 円以上	給与収入の合計額－1,950,000円

○所得金額調整控除の計算方法

(1)もしくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した所得金額調整控除額を上記で算出した給与所得から控除します。
[所得金額調整控除なし:給与収入－給与所得控除＝給与所得(A)]
[所得金額調整控除あり:給与所得(A)－所得金額調整控除額＝控除後の給与所得金額]

(1)子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（R3創設～）

（納税者本人の給与収入金額が850万円を超え、納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合）【最大15万円】

(1)の計算　**｛給与収入の合計額（最高1,000万円）－850万円｝×0.1**

(2)給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（R3創設～）

（納税者本人に給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合）【最大10万円】

(2)の計算　**給与所得(最高10万円)＋公的年金等の雑所得(最高10万円)－10万円**

公的年金等の雑所得の計算方法

○64歳以下（昭和34年1月2日以後に生まれた人）

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,299,999円まで	(A)-600,000円	(A)-500,000円	(A)-400,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75-275,000円	(A)×0.75-175,000円	(A)×0.75-75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85-685,000円	(A)×0.85-585,000円	(A)×0.85-485,000円
7,700,000円 ～9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円	(A)×0.95-1,355,000円	(A)×0.95-1,255,000円
10,000,000円以上	(A)-1,955,000円	(A)-1,855,000円	(A)-1,755,000円

○65歳以上（昭和34年1月1日以前に生まれた人）

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,299,999円まで	(A)-1,100,000円	(A)-1,000,000円	(A)-900,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75-275,000円	(A)×0.75-175,000円	(A)×0.75-75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85-685,000円	(A)×0.85-585,000円	(A)×0.85-485,000円
7,700,000円 ～9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円	(A)×0.95-1,355,000円	(A)×0.95-1,255,000円
10,000,000円以上	(A)-1,955,000円	(A)-1,855,000円	(A)-1,755,000円

*遺族年金や障害年金などは非課税収入となりますので、公的年金等の収入金額に含めません。

○公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（C）の計算

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（C） ＝ 次の所得の合計額
営業等、農業、不動産、利子、配当、給与（子ども・特別障害者を有する者等の所得金額調整控除後）、業務に係る雑所得、その他の雑所得、総合譲渡（短期＋長期×1/2）、一時×1/2、山林、退職、分離課税所得（繰越控除及び特別控除前）

所得控除の概要

種　類	内　容
雑損控除 **※初年度は、税務署で確定申告をする必要があります。**	次のいずれかに該当する場合、損失金額(保険金等の補てん金を除く)の合計額が一定の金額を超える場合に、その超える金額を控除できる。 ① 本人や本人と生計を一にする総所得金額等48万円以下の親族が、災害・盗難・横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合 ② 本人が災害等に関連してやむを得ない支出(住宅等の取壊しや除去)をした場合
医療費控除 [通常の医療費控除]と[セルフメディケーション]は、いずれか一方を<u>選択して適用</u>します。 [明細書]を作成して申告書に添付します。	本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った医療費(セルフメディケーション税制においては特定医薬品購入費)が一定の金額を超える場合に控除できる。 ① 通常の医療費控除 〔控除限度額200万円〕 医療費(介護保険制度の一定のサービス含む)を一定の金額以上支払ったとき。 支払医療費の合計額 － 保険金等の補てん金額 － 総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方の金額 ＝ 控除額 ② セルフメディケーション税制の特例〔控除限度額88,000円〕 本人が健康維持増進、疾病予防として一定の取組をしている場合、特定一般用医薬品を12,000円を超えて購入したとき。 特定一般用医薬品の購入費 － 保険金等の補てん金額 － 12,000円 ＝ 控除額 ◎ [一定の取組を行ったことを明らかにする書類]の添付等が必要です。
寄附金(税額)控除 寄附額や控除額には限度があります。	○ 所得税の所得控除　　対象団体等への寄附額－2,000円　(一部税額控除選択可) ○ 住民税の税額控除 □ 基本控除　対象団体等への寄附額－2,000円×10% □ 特例控除　(ふるさと寄附金額－2,000円)×〔90%－(所得税率×1.021)〕 ＊ 住民税の「特例控除」の対象となる寄附は、総務大臣が指定した地方団体への寄附に限られます。 【所得税と住民税では、控除対象となる寄附が異なります。共通して対象となるのは、日本赤十字社青森支部・住所地の共同募金会、ふるさと寄附金です。詳しくは、お問い合わせください。】
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などで、申告者本人が支払った額を控除できる。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金が控除できる。
生命保険料控除 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った額から、それぞれの保険料について控除額を計算し、合計した金額を控除できる。	① 新契約(一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料)の計算 ② 旧契約(一般生命保険料、個人年金保険料)の計算 ◆ 生命保険料控除の限度額

① 新契約(一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料)の計算

○所得税の控除額(少数第1位切上)		○住民税の控除額(少数第1位切上)	
支払保険料(円)	控除額(円)	支払保険料(円)	控除額(円)
1～20,000	支払額の全額	1～12,000	支払額の全額
20,001～40,000	支払額÷2+10,000	12,001～32,000	支払額÷2+6,000
40,001～80,000	支払額÷4+20,000	32,001～56,000	支払額÷4+14,000
80,001以上	一律40,000	56,001以上	一律28,000

② 旧契約(一般生命保険料、個人年金保険料)の計算

○所得税の控除額(少数第1位切上)		○住民税の控除額(少数第1位切上)	
支払保険料(円)	控除額(円)	支払保険料	控除額(円)
1～25,000	支払額の全額	1～15,000	支払額の全額
25,001～50,000	支払額÷2+12,500	15,001～40,000	支払額÷2+7,500
50,001～100,000	支払額÷4+25,000	40,001～70,000	支払額÷4+17,500
100,001以上	一律50,000	70,001以上	一律35,000

◆ **生命保険料控除の限度額**

	所得税の控除限度額		住民税の控除限度額	
	新契約含む(円)	(旧契約のみ)(円)	新契約含む(円)	(旧契約のみ)(円)
一般生命保険料	最高40,000	(最高50,000)	最高28,000	(最高35,000)
個人年金保険料	最高40,000	(最高50,000)	最高28,000	(最高35,000)
介護医療保険料	最高40,000		最高28,000	
上記3種類の合計	最高120,000		最高70,000	

所得控除の概要

種　類	内　　容
地震保険料控除 （地震保険料を支払った額から控除額を計算した金額を控除できる。） 【注意】 一つの契約に地震保険料と旧長期損害保険料の両方が含まれるものは、いずれか一方の契約区分のみ控除を受けることができます。	

① 地震保険料

○所得税の控除額（少数第1位切上）		○住民税の控除額（少数第1位切上）	
支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）
1～50,000	支払額の全額	1～50,000	支払額÷2
50,001以上	一律50,000	50,001以上	一律25,000

② 旧長期損害保険料

○所得税の控除額（少数第1位切上）		○住民税の控除額（少数第1位切上）	
支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）
1～10,000	支払額の全額	1～5,000	支払額の全額
10,001～20,000	支払額÷2+5,000	5,001～15,000	支払額÷2+2,500
20,001以上	一律15,000	15,001以上	一律10,000

◆ **地震保険料控除の限度額**

	所得税の控除限度額	住民税の控除限度額
地震保険料	最高50,000円	最高25,000円
旧長期損害保険料	最高15,000円	最高10,000円
上記2種類の合計	最高50,000円	最高25,000円

項目		対象者	本人の所得要件	控除額 所得税	控除額 住民税
ひとり親控除	事実婚状態の人がいないこと	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、かつ他の人に扶養されていない総所得金額48万円以下の生計を一にする子がいること（婚姻歴の有無にかかわらず適用されます。）	合計所得500万円以下	350,000	300,000
寡婦控除（女性のみ）	事実婚状態の人がいないこと	ひとり親控除に当たらない人で、夫と死別又は夫が生死不明の人若しくは夫と離婚した後再婚していない人で扶養親族がいる人	合計所得500万円以下	270,000	260,000
勤労学生控除		本人が学校教育法に規定する学生、生徒等【学生証の写し又は在学証明書の添付等が必要】	合計所得75万円以下、かつ勤労以外の所得10万円以下	270,000	260,000
障害者控除	普通障害	本人や同一生計配偶者、扶養親族(年少含)が身体障害、精神、愛護、戦傷病者等の手帳の被交付者。又は障害者に準ずると町長等が「認定書」を交付した65歳以上の方。【要介護認定のみでは適用外】		270,000	260,000
障害者控除	特別障害	上記に該当、かつ身障手帳1、2級、精神手帳1級、愛護A、寝たきり		400,000	300,000
障害者控除	同居特別障害	特別障害該当者、かつ本人、配偶者又は本人と生計を一にする扶養親族と同居している人		750,000	530,000
配偶者控除		生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者（=「同一生計配偶者」）	合計所得金額1,000万円以下	P10参照	
配偶者控除	老人	上記に該当、かつ70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）	合計所得金額1,000万円以下	P10参照	
配偶者特別控除		生計を一にする配偶者、かつ合計所得金額が48万円超133万円以下	合計所得金額1,000万円以下	P10参照	
扶養控除	一般	生計を一にする親族で、かつ合計所得金額が48万円以下であり、年齢が16歳以上（平成20年1月1日以前生まれ）		380,000	330,000
扶養控除	特定	一般扶養のうち、年齢が19～22歳（平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ）		630,000	450,000
扶養控除	老人	一般扶養のうち、年齢が70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）		480,000	380,000
扶養控除	同居老親等	老人扶養該当者、かつ本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者と同居している	直系尊属＝父母、祖父母、曾祖父母	580,000	450,000
基礎控除		合計所得金額が2,500万円以下の場合にすべての方が該当	合計所得金額2,500万円以下	P10参照	

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額			納税者本人の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	480,000円以下	70歳未満	330,000 (380,000)	220,000 (260,000)	110,000 (130,000)
		70歳以上 (老人控除対象)	380,000 (480,000)	260,000 (320,000)	130,000 (160,000)
配偶者特別控除	480,001 円 ～ 950,000 円		330,000 (380,000)	220,000 (260,000)	110,000 (130,000)
	950,001 円 ～ 1,000,000 円		330,000 (360,000)	220,000 (240,000)	110,000 (120,000)
	1,000,001 円 ～ 1,050,000 円		310,000 (住民税に同じ)	210,000 (住民税に同じ)	110,000 (住民税に同じ)
	1,050,001 円 ～ 1,100,000 円		260,000 (住民税に同じ)	180,000 (住民税に同じ)	90,000 (住民税に同じ)
	1,100,001 円 ～ 1,150,000 円		210,000 (住民税に同じ)	140,000 (住民税に同じ)	70,000 (住民税に同じ)
	1,150,001 円 ～ 1,200,000 円		160,000 (住民税に同じ)	110,000 (住民税に同じ)	60,000 (住民税に同じ)
	1,200,001 円 ～ 1,250,000 円		110,000 (住民税に同じ)	80,000 (住民税に同じ)	40,000 (住民税に同じ)
	1,250,001 円 ～ 1,300,000 円		60,000 (住民税に同じ)	40,000 (住民税に同じ)	20,000 (住民税に同じ)
	1,300,001 円 ～ 1,330,000 円		30,000 (住民税に同じ)	20,000 (住民税に同じ)	10,000 (住民税に同じ)

※上段:住民税控除額
(下段:所得税控除額)

基礎控除の控除額

納税者本人の合計所得金額	基礎控除額	
	所得税	住民税
24,000,000円以下	480,000	430,000
24,000,001円～24,500,000円	320,000	290,000
24,500,001円～25,000,000円	160,000	150,000
25,000,001円以上	0	0

(白色)専従者控除の求め方

事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、あなたの営む事業に1年間のうち6ヵ月を超えて従事したときは、専従者控除として所得金額から差し引くことができます。

ただし、事業専従者になった人を、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除の対象とすることはできません。また、同一生計配偶者とすることもできません。

●専従者控除額 … 次のア、イのどちらか少ない方の金額となります。

ア
- 配偶者 … 86万円
- 配偶者以外 … 1人につき50万円

イ (その事業に係る営業等所得、農業所得、不動産所得又は山林所得)÷(事業専従者の人数＋1)

※ イで[営業等所得・農業所得]と[不動産所得]がある場合、その事業専従者が不動産所得に係る職務に専従している場合のみ、[営業等所得・農業所得]と[不動産所得]を合算します。

※青色事業の専従者控除の求め方は、上記とは異なりますので、詳しくはお近くの税務署か国税庁ホームページにてご確認ください。

【注】事業専従者控除額は、事業専従者の給与収入となりますので、御留意ください。